

令和4年
富谷市子ども会育成連合会
会長研修会

事務説明資料

富谷市子ども会育成連合会

〈令和4年3月〉

目次

01	単位子ども会への富谷市子ども会育成連合会補助金について……………	P1
02	全国子ども会安全共済会について……………	P2～P17
	(1)全国子ども会安全共済会について……………	P2
	(2)全国子ども会安全共済会加入対象者について……………	P2
	(3)全国子ども会安全共済会加入関係経費について……………	P3
	(4)全国子ども会安全共済会加入手続きについて……………	P4
	(5)全国子ども会安全共済会加入者の転入・転出・転居について……………	P6
	(6)全国子ども会安全共済会加入者の氏名変更について……………	P7
	(7)単位子ども会育成会会長の変更について……………	P7
	(8)全国子ども会安全共済会加入申込みのフローチャート……………	P8
	(9)医療共済金について……………	P9
	(10)子ども会賠償責任保険について……………	P13
03	子ども会加入のお知らせ方法(提案)について……………	P18
04	富谷市ジュニア・リーダーサークル「ありんこ」について……………	P20
05	ジュニア・リーダー派遣要請について……………	P21

01 単位子ども会への富谷市子ども会育成連合会補助金について

補助金の交付について

年に1度、単位子ども会育成会へ子ども会の自主的な活動の育成指導と、青少年の健全な育成と福祉の増進を図ることを目的として、富谷市子ども会育成連合会より補助金を交付します。

※ 補助金の申請手続きや交付時期など詳細につきましては、5月下旬に開催予定の令和4年度富谷市子ども会育成連合会総会時に説明します。

1団体あたりの補助金額

7,000円(均等割) + 子ども会員数 × 100円(会員割) となります。

例) 子ども会員数が50名の場合の補助金額

補助金額 = 7,000円(均等割) + 50名 × 100円(会員割)
= 7,000円 + 5,000円
= 12,000円 となります。

「子ども会員数」の確認について

4月下旬に、補助金額積算のため、「子ども会員数」の報告を会長あてに文書で依頼いたします。

同封する様式に記入し、返送してください。

02 全国子ども会安全共済会について

(1) 全国子ども会安全共済会について

子ども会活動中(年間行事計画書に記載した行事)に、加入者が負ったケガや病気その他、誤って第三者にケガを負わせてしまったり、物を壊したりしたときに補償を受けることができます。

【医療共済金について】

子ども会会員、指導者及び育成者が子ども会活動中に負傷し、医療機関で治療等を受けた場合、健康保険等を適用した医療費総額の30%が、全国子ども会安全共済会から医療共済金として支給されます。

ただし、医療共済金が1,000円以下の場合、医療共済金は支給されません。

※ 市のこども医療助成制度により、窓口負担が発生しない場合でも、医療共済金は支給されます。

【医療共済金の例】

例1: 医療費総額が4,000円で、窓口負担(3割負担の場合)が1,200円の場合。
⇒ 医療共済金は1,200円となります。

例2: 医療費総額が3,334円未満で、窓口負担(3割負担の場合)1,000円以下の場合。
⇒ 1,000円以下のため医療共済金は支給されません。

(2) 全国子ども会安全共済会加入対象者について

対象者は、子ども会員及び指導者、育成者です。

子ども会員……………0歳児から高校生までです。

※未就学児は、保護者が同時に加入することが条件です。

特に就学前3年以下の幼児が行事に参加する場合は、加入している保護者、祖父母、又は親族が子ども会行事に同伴することが必要です。

指導者……………20歳以上の者で、育成者を指導する者です。

育成者……………子ども会員の保護者となります。

※ 全国子ども会安全共済会は、任意加入となります。

(3) 全国子ども会安全共済会加入関係経費について

1人当たりの全国子ども会安全共済会加入関係費金額は250円です。
※10月1日以降加入の場合は掛金が減額するため240円となります。

内訳は次のとおりです。

- ① 全国子ども会安全共済掛金……50円
(10月1日以降加入の場合は、40円となります。)
- ② 全国子ども会連合会運営費……20円
- ③ 宮城県子ども会育成連合会共済事業運営費……50円
- ④ 宮城県子ども会育成連合会費(富谷市子ども会育成連合会負担金)……130円

①から④の合計金額が1人あたりの全国子ども会安全共済会加入関係費となります。

富谷市子ども会育成連合会負担金について

『富谷市子ども会育成連合会会則 ハ. 負担金』により、
「単位子ども会は、本会運営のため、負担金を納入しなければならない。」
と規定されており、単位子ども会は富谷市子ども会育成連合会負担金を納入する必要があります。

1団体あたりの負担金額は、
子ども会員数及び育成者数×130円となります。

※納入いただいた負担金は、宮城県子ども会育成連合会費となります。
※安全共済会に加入いただいた時点で自動的に負担金を納入いただいていることとなります。

安全共済会加入時以外にも、以下のような場合に負担金をいただきます。

《①安全共済会に加入しない場合》

安全共済会に加入しない場合は、負担金(会員1人につき130円)を納入いただきます。

負担金額を差し引いた補助金を交付する形で、負担金を納入いただきます。

《②仙台市または他県から転入され、子ども会に加入した場合》

旧所属団体で安全共済会に加入しているも、宮城県子ども会育成連合会加入につき、改めて負担金をいただきます。

(4) 全国子ども会安全共済会加入手続きについて

I. 4月1日から適用になるためには

⇒5月17日(火)までに、加入手続き書類を提出することが必要です。

補償期間……令和4年4月1日0時より令和5年3月31日24時までの一年間
※子ども会賠償責任保険の保障期間は、令和4年4月1日16時から令和5年4月1日16時までです。

II. 5月17日(火)以降の加入手続きについて

⇒随時、手続き可能です。

保障期間……宮城県子ども会育成連合会に安全共済会加入関係経費が振り込まれた翌日午前0時から令和5年3月31日24時まで
※子ども会賠償責任保険の保障期間は、適用日から令和5年4月1日16時までです。

振り込まれるまで日数がかかるため、遅くとも行事のある2週間前までに手続きをお願いします。

III. 加入手続き方法について

指定の申込場所に提出書類と全国子ども会安全共済会加入関係経費をお持ちいただき、お手続きとなります。詳細は下記のとおりです。

(1) 提出書類

- ・ 加入申込書(<共済様式>加入-11).....3枚複写【様式集P2】
- ・ 加入者名簿2(<共済様式>加入-12).....3枚複写【様式集P4】
- ・ 年間行事計画書(<共済様式>加入-13)...3枚複写【様式集P6】

(2) 全国子ども会安全共済会加入関係経費

加入申込書に記入した人数×250円になります。
※10月1日以降は240円になります。

(3) 申込期間

≪①4月1日から適用する場合≫

⇒令和4年4月1日から令和4年5月17日(火)までにお申込ください。

≪②令和4年5月17日(火)以降に手続きする場合≫

⇒行事のある2週間前までにお申込ください。

④申込場所

子ども会育成会名 (富谷市単位子ども会育成会一覧表(P25)を参考)	申込場所
No.1「町上ひまわり子ども会育成会」～ No.12「ひより台二丁目子ども会育成会」まで	生涯学習課 (富谷武道館)
No.13「さくら第1子ども会育成会」～ No.19「上桜木子ども会育成会」まで	富ヶ丘公民館
No.20「東向陽台一丁目ひばり子ども会育成会」～ No.29「明石台七丁目レインボー子ども会育成会」まで	東向陽台公民館
No.30「熊谷子ども会育成会」～ No.36「大清水東子ども会育成会」まで	あけの平公民館
No.37「日吉台一丁目はつらつ子ども会育成会」～ No.40「日吉台2丁目子ども会育成会」まで	日吉台公民館
No.41「成田東小学校子ども会育成会」～ No.42「成田小学校子ども会育成会」まで	成田公民館

IV. 注意事項(補償の対象となるために)

① 単位子ども会育成会1団体あたり1名以上の指導者(20歳以上の者に限る)または育成者の加入が必要です。

② 「年間行事計画書」により報告のない行事等で事故が起きた場合は、共済金や賠償金の支払いはありません。

年度途中で、行事等の実施日の変更や追加があった場合は、その都度、変更後の計画を「年間行事計画書」により富谷市子ども会育成連合会に、必ず報告願います。

※加入申込書、年間行事計画書の控えは、大切に保管してください。

(5) 全国子ども会安全共済会加入者の転入・転出・転居について

I. 転入

県内の他市町村または他県から富谷市に来られた方が対象です。

旧所属団体での全国子ども会安全共済会加入の有無により手続きが異なるため、転入が分かり次第、生涯学習課まで確認の連絡をお願いします。

《旧所属団体で、全国子ども会安全共済会に加入していない場合》

① 提出書類

- ・ 加入申込書(<共済様式>加入-11).....3枚複写【様式集P2】
- ・ 加入者名簿2(<共済様式>加入-12)...3枚複写【様式集P4】

② 全国子ども会安全共済会加入関係経費

転入する人数×250円になります。

※ 10月1日以降は240円(一人当たり)です。

③ 提出場所

生涯学習課、最寄りの公民館(富谷中央公民館を除く)

《旧所属団体で、全国子ども会安全共済会に加入している場合》

◆ 仙台市を除く県内からの転入

① 提出書類

- ・ 変更届(<共済様式>加入-22)【様式集P8】

② 提出場所

生涯学習課、最寄りの公民館(富谷中央公民館を除く)

◆ 仙台市または他県からの転入

① 提出書類

- ・ 変更届(<共済様式>加入-22)【様式集P8】

② 全国子ども会安全共済会加入関係経費

宮城県子ども会育成連合会費130円×転入する人数が必要となります。

③ 提出場所

生涯学習課、最寄りの公民館(富谷中央公民館を除く)

Ⅱ. 転出

全国子ども会安全共済会加入者の方が富谷市から転出する場合、手続きの必要はありません。

Ⅲ. 転居

富谷市内で異動した方が対象です。

《所属している子ども会が変わらない場合》
手続きの必要はありません。

《所属している子ども会が変わる場合》
◆旧子ども会⇒手続きの必要はありません。
◆新子ども会⇒転入と同様の手続きが必要です。

(6) 全国子ども会安全共済会加入者の氏名変更について

全国子ども会安全共済会加入者が氏名を変更した場合、手続きが必要です。

- ①提出書類
・変更届(<共済様式>加入-21)【様式集P8】
- ②提出場所
生涯学習課または最寄りの公民館(富谷中央公民館を除く)

(7) 単位子ども会育成会会長の変更について

全国子ども会安全共済会に加入している子ども会育成会の会長が変更になった場合、手続きが必要です。

- ①提出書類
・変更届(<共済様式>加入-21)【様式集P8】
- ②提出場所
生涯学習課または最寄りの公民館(富谷中央公民館を除く)

※ 全国子ども会安全共済会に加入していない場合でも、会長の変更があった場合は生涯学習課までご連絡ください。

子ども会として初めての申込み

- ①加入申込書
- ②加入申込書2(①に書ききれない場合)
- ③年間行事計画書
- ④加入人数×250円(10/1以降240円)

子ども会として2回目以降の申込み

- ①加入申込書
- ②加入申込書2(①に書ききれない場合)
- ③加入人数×250円(10/1以降240円)

旧所属子ども会で安全共済会に加入していたかの確認が必要となります。
必ず生涯学習課までご連絡ください。

富谷市内での異動があったとき

所属子ども会が、

変わらない

変わる

旧子ども会側

新子ども会側

富谷市外へ
転出された方が
いるとき

手続き不要

転入された方がいるとき

I.安全共済会に加入していなかった場合

- ①加入申込書
- ②加入申込書2(①に書ききれない場合)
- ③加入人数×250円

II.安全共済会に加入しており、
仙台市以外の県内からの転入の場合

- ①変更届

III.安全共済会に加入しており、
仙台市または他県からの転入の場合

- ①変更届
- ②転入する人数×130円

【年間行事計画書について】

- ・初めて安全共済会に申込をする際は必ずご提出ください。
- ・それ以降は、行事等の変更、追加があった場合にご提出ください。

【250円の内訳】※10月1日以降の加入は240円

- ① 全国子ども会安全共済掛金……50円 ※10月1日以降加入の場合は40円
- ② 全国子ども会連合会運営費……20円
- ③ 宮城県子ども会育成連合会共済事業運営費……50円
- ④ 宮城県子ども会育成連合会費(富谷市子ども会育成連合会負担金)……130円

(9) 医療共済金の手続きについて

子ども会活動中(年間行事計画書に記載した行事)やその往復途中に、加入者がケガをしてしまったたり、病気になってしまったたりした場合、医療共済金を請求することができます。

また、次のような場合も請求することができます。

- ・1回だけの通院・検査・入院
- ・市の子ども医療助成制度により窓口負担が発生しないとき
- ・熱中症など

I. 活動中に事故が起きたら

生涯学習課までお電話いただき、事故発生から30日以内に、「全国子ども会安全共済会事故第一報告書」(様式:請求-01)【様式集P13】をご提出ください。

《注意点》

- ・提出が遅れると適用が受けられない場合がありますので、ご注意ください。
- ・行事計画書・チラシがある場合は、添付してください。
- ・事故発生場所が往復途中である場合は、その経路図も必要となります。

II. ケガや病気が治癒したら

ケガや病気が治癒したら、60日以内に下記書類を提出してください。

- ・<医療共済金>請求書兼事故証明書(様式:請求-11)【様式集P15】
- ・個人情報の取扱いについての同意書(様式:請求-12)【様式集P17】
- ・医療機関からの医療費点数が記入のある領収書全て(投薬分を含む)

《注意点》

- ・共済金を請求する場合、共済金請求権の発生した日(完治した日)から、60日以内に共済金請求時に必要となる書類を提出することが必要です。

III. 共済金の支給方法について

全国子ども会連合会において、請求書類に基づき審査し、請求手続きが完了した日から60日以内に支払いの可否を決定し、被共済者が指定した口座に直接支払われます。(特別な照会または調査が必要な場合を除く)

IV.その他、提出が求められることがある書類

次のような場合、下記書類を提出いただくことがあります。

《領収書を紛失した場合》

・医療報告書(様式:請求-21)【様式集P19】

※文書料は自己負担となるのでご注意ください。

《整骨院にかかった場合》

・柔道整復施術(様式:請求-22)【様式集P20】

《後遺障害の場合》

死亡・後遺障害共済金の請求となります。

・請求書兼事故証明書(共済様式:請求-31)【様式集P21】

・診断書(請求-32)【様式集P22】

・同意書(請求-33)【様式集P23】

・委任状(請求-34)【様式集P24】

《・医療費の請求が遅れた場合》

ケガや病気が治癒してから60日を過ぎて書類の提出があった場合、全国子ども会連合会から遅延理由書の提出を求められる場合があります。

事故が起これば ～事故第一報から共済金請求の流れ～

最初に事故の報告を
事故第一報の手続き
Step 1

請求できるようになったら
共済金請求の手続き
Step 2



事故第一報報告書(共済様式:請求-01)に必要事項を記入し、単位子ども会代表者に速やかに提出。

請求をする人
・被共済者
・共済金を受け取る人

下記表の必要書類を整備し、単位子ども会代表者に提出。(請求権が発生後、速やかに提出)

記載内容を確認。
市区町村子連に提出。

単位子ども会代表者

記載内容を確認。
市区町村子連に提出。

記載内容を確認。
各県市子連に提出。

市区町村子連

記載内容・必要書類の有無を確認。
市区町村子連名・代表者名を記入し捺印。
請求書受付欄を記入。
各県市子連に提出。

記載内容を確認。
所定の条件の一報については
全国子ども会連合会に提出。

都道府県
指定都市子連

記載内容・必要書類の有無を確認。
加入・入金の有無を確認。各県市子連名・代表者名を記入し捺印。請求書受付欄を記入し、全国子ども会連合会に提出。

記載内容を確認。

全国子ども会連合会

請求書類に基づき審査を行い、請求手続きが完了してから60日以内に支払います。請求者と市区町村子連に、支払い通知を送付します。
(特別な照会又は調査が不可欠の場合は、支払いまで60日以上の日数を要することがあります。)

共済金請求の必要書類	様式番号	共済金		
		医療共済金	後遺障害共済金	死亡共済金
医療共済金請求書兼事故証明書	請求-11	○		
個人情報の取扱いに関する同意書	請求-12	○	○	○
医療費の領収書(写)又は診療明細書	-	○		
死亡・後遺障害共済金請求書兼事故証明書	請求-31		○	○
医師の診断書(後遺障害)	請求-32		○	
死亡診断書又は死体検案書	-			○
被共済者の戸籍謄本	-			○

※必要に応じて他の書類の提出をお願いすることがあります。

様式については各県市子連へお尋ねください。また全国子ども会連合会ホームページにもご用意しています。

領 収 書

病院

〒985-00 市 番
電話 (022) - (代表)

患者番号	氏 名
	様

請 求 日
平成 年 月 日

受診科	入・外	領収書No.	発行日時	費用区分	負担割合	本・家
外科	外来		平成29年 3月 日 10:24	乳幼	30%	家族

保 険	初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検査	画像診断	投薬	注射
	532点	点	210点	点	点	点	65点	点
	リハビリテーション	精神科専門療法	処置	手術	麻酔	病理診断	DPC包括	
	点	点	45点	点	点	点	点	
						公費分点数	食事療養	生活療養
						点	円	円

保険外 負担	選定療養	その他課税
	円	円
	その他非課税	減免額
	円	円

入力者

外来未納額
入院未納額
未納額合計

	保 険	保険(食事・生活)	保険外負担
合 計	8,520円	0円	0円
負担額 (②費一部負担金)	円	円	円
請求額合計	0円	入金済額	0円
		今回領収額	0円

お知らせ
 ① 検診は月に一度、確認させて頂いています。
 ② 診療予約はコールセンター 022-361-8288 へどうぞ
 電話受付時間

※未納金に今回請求額は含まれておりません
 ※領収書は、確定申告時の医療控除および高額療養費の給付を受ける場合等に
 必要ですので、大切に保管してください。領収書の再発行は致しません。

※領収書の外、診療明細書での提出が可能です。

この領収書では、ケガをされた本人の支払金額は0円ですが、医療費点数の合計が
 532点+210点+65点+45点=852点となり、医療費総額が8,520円となります。

支払われる共済金は医療費総額の30パーセントとなるので2,556円です。

※領収書や明細書は点数で表示されており、1点=10円で計算されます。

(10) 子ども会賠償責任保険について

「子ども会活動中」の過ちで、主催者以外の第三者にケガを負わせてしまったり、または物に損害を与えたことにより、「全国子ども会安全共済会」に加盟している単位子ども会、会の指導者・育成者等の主催者が、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を保険金として請求することができます。

(例)・レクリエーション中に窓を破損した。
・ボールを投げたら、通行人にあたりケガをさせた等

対象……………子ども会安全共済会に加盟している単位子ども会、各団体連合組織の指導者・育成者

期間……………令和4年4月1日午後4時から令和5年4月1日午後4時まで

契約内容

①施設所有(管理)者賠償責任保険(借用イベント施設損壊補償特約付帯)

身体賠償	1名につき	1億円	免責金額 なし
	1事故につき	5億円	
財物賠償	1事故につき	200万円	免責金額 1,000円

②受託者賠償責任保険(運送危険補償特約付帯)

財物賠償	1事故・保険期間中につき	1,000万円	免責金額 3,000円
------	--------------	---------	-------------

※免責金額とは、お支払いする保険金の計算にあたって、損害の額から差し引く額をいいます。免責金額は、自己負担額となります。

I. 保険金の請求について

事故発生後は、直ちに生涯学習課までご連絡ください。

II. 保険金の支払い判断について

保険金を支払う・支払わないの判断は、保険会社で行います。

III. 保険金の支払いについて

①対人の場合・大規模の物損の場合・自動車の損害の場合等は、請求書を整える前に見積もり・治療明細等の資料に基づき損害額を確定する場合があります。

②慰謝料について対人にはありますが、対物にはありません。

※請求書に該当しそうな場合は、忘れずに写真・見積書をとってください。

子ども会賠償責任保険の補償内容のご案内

【施設所有(管理)者賠償責任保険・受託者賠償責任保険・子ども会施設賠償責任保険に関する特約・特約の一部不適用に関する特約(施設所有(管理)者用)
・借用イベント施設損壊補償特約・借用イベント施設損壊補償の免責金額修正特約セット】

この保険は

- ①「公益社団法人全国子ども会連合会」が保険料を負担し契約をしているものであり、主な補償内容をご案内するものです。(加入をおすすめするものではありません。)
- ②この保険は「子ども会活動中」の事故により、主催者(注1)以外の会員や第三者が死傷したり、第三者の財物に損害を与えたり、もしくは他人から預かった財物に損害を与えたことにより、「全国子ども会安全共済会」に加盟している主催団体(注2)や指導者等(安全共済会加入者に限る)(注3)が、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を保険金として支払うものです。

(注1)主催者とは、全子連および主催団体の役員、全子連または全子連に加盟した主催団体ごとの子ども会安全共済会会員名簿に記載された指導者(満18歳以上の者に限ります)、育成者および仕事を委嘱された者で、主催者業務を行う者をいいます。

(注2)主催団体とは都道府県、指定都市、市区町村等の子ども会連合組織および単位子ども会をいいます。

(注3)指導者等とは全子連または全子連に加盟した主催団体ごとの子ども会安全共済会会員名簿に記載された指導者(満18歳以上の者に限ります)、育成者および仕事を委嘱されたものをいいます。

・この保険は各子ども会行事の主催者側の賠償を補償するものであり、主催者側でない、ただ行事に参加しているだけの会員の賠償を補償するものではありません

・主催者業務を行う者が主催者となるため、行事ごとに主催者は変わります。

お支払いする保険金の種類

損害賠償金

被保険者が損害賠償請求者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額
ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。

争訟費用

損害賠償額の争訟について、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは講師に必要な手続きをするために要した費用

権利保全行使費用

対人・対物事故が発生した場合に、他人に対する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用

緊急措置費用

対人・対物事故が発生した場合に損害額の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の同意を得て支出した費用

協力費用

引受保険会社が損害賠償請求者からの損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が引受保険会社に協力するために要した費用

損害防止費用

対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

保険金をお支払いできない場合

- ①保険契約者または被保険者の故意による事故の損害賠償責任
- ②子ども会活動に参加するまでの往復中の事故の損害賠償責任
- ③被保険者と他人との間に損害賠償についての特別な約定がある場合、その約定により加重された損害賠償責任
- ④全子連および主催団体の役員ならびに指導者等が、自らが主催者として参加する子ども会活動によって被った身体の障害または財物の損壊に対する損害賠償責任
- ⑤子ども会活動に参加している子どもの行為により全子連および主催団体の役員ならびに指導者等が被った身体障害に対する損害賠償責任
ただし、満18歳未満の者が被った身体の障害に起因する損害を除きます。
- ⑥全子連および主催団体が所有、使用または管理する財物の損壊に対する損害賠償責任
- ⑦被保険者が販売または提供した商品・飲食物などに起因する損害賠償責任
- ⑧自動車、航空機、昇降機(小荷物専用昇降機を除きます。)、施設外における船・車両の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任

※この保険は法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をお支払いするものです。そのため、法律上の損害賠償責任が発生しない場合は対象外となります。

(例)スポーツ活動中に競技者同士が起こした事故(正当な競技規則に従って行為していた場合)や闘争行為(喧嘩)により発生した事故は法律上の損害賠償責任が発生しないため対象外となるのが一般的です。

■取扱代理店

株式会社 保険代行者
〒141-0031
東京都品川区五反田3-7-14 三信ビル9F
TEL 03-6631-4366 FAX 03-6631-4367

■引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 広域法人開発部 営業課
〒103-8250
東京都中央区日本橋3-5-19
TEL 03-6734-9608 FAX 03-6734-9609

(2021年12月承認) 821-103242

子ども会賠償責任保険の補償内容のご案内

[施設所有(管理)者賠償責任保険・受託者賠償責任保険・子ども会施設賠償責任保険に関する特約・特約の一部不適用に関する特約(施設所有(管理)者用)・借用イベント施設損壊補償特約・借用イベント施設損壊補償の免責金額修正特約セット]

- 保険期間(ご契約期間) 令和4年4月1日午後4時から令和5年4月1日午後4時まで
- 保険金額(ご契約金額) お支払い金額は以下のとおりです。

◆ 施設所有(管理)者賠償責任保険

(借用イベント施設損壊補償特約+借用イベント施設損壊補償の免責金額修正特約セット)

身体障害	1名につき	1億円	免責金額なし	財物損壊	1事故につき	200万円	免責金額1,000円
	1事故につき	5億円					

借用イベント
施設損壊補償特約

他人から賃借する建物およびその建物と同時に賃借した什(じゅう)器備品の不測かつ突発的な偶然な事故による損壊について負担する法律上の損害賠償責任を補償します

財物損壊は、建物と同時に賃借した什器備品が補償対象になります。

- ・公民館(建物)を借りたと同時に公民館に備え付けのマイクを借用して使用中に壊してしまった。
- ・体育館(建物)を借りたと同時に体育館に備え付けのバレーボールネットを借用して使用中に壊してしまった。

施設所有(管理)者賠償責任保険の「借用イベント施設損壊補償特約」でお支払いとなりますので1事故につき免責1,000円が適用されます。

◆ 受託者賠償責任保険

財物損壊	1事故・ 保険期間中 につき	1,000万 円	免責金額 3,000円
------	----------------------	-------------	----------------

受託物(レンタル品を含む)を保管施設外において運送している間(積込みもしくは積卸し作業または積卸し後の荷役作業を含みます)の受託物の破損に起因する損害賠償責任を補償します

外部から賃借したモノ(建物と同時に賃借したわけではないモノ)について運送中も含めて補償対象になります。

- ・運動会時に借りたテントを壊してしまった
 - ・お祭り開催時に借りた山車を壊してしまった
 - ・廃品回収時に借りたリヤカーを壊してしまった
- ※借用した自動車は補償対象外です。

いずれも「建物と同時に賃借したモノ」ではないため、受託者賠償責任保険でのお支払いとなります。

- ・1事故について免責金額3,000円が適用されます。(財物損壊)
- また全子連全体で保険期間中1,000万円がお支払いの限度額となります。

※過失割合に応じ保険金をお支払いします。またこの保険には被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。

(注)免責金額とは、お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く額をいいます。(被保険者の自己負担となります。)

このチラシは概要を説明したものです。詳しくは施設所有(管理)者賠償責任保険および受託者賠償責任保険パンフレット、「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」、「普通保険約款・特別約款・特約集」をご用意しておりますので、ご希望の方は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

■ 取扱代理店

株式会社 保険代行者
〒141-0031
東京都品川区五反田3-7-14 三信ビル9F
TEL 03-6631-4366 FAX 03-6631-4367

■ 引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 広域法人開発部 営業課
〒103-8250
東京都中央区日本橋3-5-19
TEL 03-6734-9608 FAX 03-6734-9609

(2021年12月承認) B21-103242

＜子ども会賠償責任保険に関するご質問＆ご説明＞

子ども会損害賠償責任保険について、支払対象判断を中心に、特に多いご質問と、それに対するご説明を記載いたします。
このご説明は、約款(特約)を中心としたご説明(過去の事例を含む)となります。

子ども会賠償責任保険で請求対象となる事故は、

- ◎子ども会の行事中である
- ◎"子ども会として"被害者から法律上の損害賠償を求められる事故である
- ◎被害者から求償(修理要求等)がある

以上の場合が請求対象の基本となります。

(公社)全国子ども会連合会

項番	分類	ご質問内容	ご説明	・参照 HP「子ども会賠償責任保険の補償内容のご案内」 ・留意点
1. こんな場合、対象になるの？				
1	対象判断 (行事以外)	子ども会行事へ参加するため自転車で走行中、誤って他人にぶつかりケガをさせてしまった。支払えるか？	子ども会の賠償責任保険は、行事中のみが対象です。集合場所と自宅の往復途中は対象外です。	保険金をお支払いできない主な場合②
2	対象判断 (役員・指導者)	ソフトボールの監督が学校のグラウンドの端に自家用車を停めていた。ソフトボール活動中、偶然ボールが自家用車の方向へ飛んでボンネットに当たりへこんだ。その修理代は出るか？	行事中における役員・指導者等(同居の親族を含む。別居の親族は含まない)の身体傷害・財物損害は対象外です。	保険金をお支払いできない主な場合④

(公社)全国子ども会連合会

項番	分類	ご質問内容	ご説明	・参照 HP「子ども会賠償責任保険の補償内容のご案内」 ・留意点
3	対象判断 (借用物)	子ども会行事のために、子ども会とは関係ない方から「かき氷器」を借りたが、操作を誤って壊してしまった。補償はあるか？(借用書あり)	補償対象になります。お祭り開催時に外部から借りた山車、廃品回収時に外部から借りたリヤカー、運動会開催時にレンタル業者から借りたテント等も対象となります。但し、自動車は対象外となります。 (1事故につき免責金額3,000円で、全子連全体で年間累積1,000万円が支払限度額です。)	・受託者賠償保険を適用 ・借用していることが証明できる書類が必要
4	対象判断 (借用物)	学校のグラウンドを借りて行事(ソフトボール、祭り等)を行っていた際、学校からグラウンドと同時に借用したものの(ソフトボールの際に借りたネットやベース、炊飯行事等で借りた家庭科室の炊飯器等)は対象となるか？	・質問例は学校のグラウンドを借用して行事を開催しており、行事で借用する建物と同時に賃借するものであるため平成30年度から追加付保した「借用イベント施設損壊補償特約」の対象となります。(1事故につき免責金額1,000円。1事故につき200万円限度) ・行事で借用する建物と同時に賃借するもの以外は、「受託者賠償責任保険」が適用されます。 (1事故につき免責金額3,000円で、全子連全体で年間累積1,000万円が支払限度額です。)	・借用イベント施設損壊賠償補償特約を適用 ・借用していることが証明できる書類が必要
5	対象判断 (販売・提供品)	お祭り等で子ども会が屋台で提供した食品によって食中毒が発生した場合、対象となるか？	子ども会が販売又は提供した商品・飲食物に起因する損害賠償責任は対象外です。	保険金をお支払いできない主な場合⑦ 別途、生産物賠償責任保険等をご用意ください
6	対象判断 (自動車賠償)	子ども会行事(廃品回収)のために好意で車を借用し、その廃品回収のため運転中、誤って第三者の車をこわした。対象となるか？	借用自動車に限らず、自動車の運行管理に起因する損害賠償(対人・対物)は、その車についている保険(自賠責保険、自動車保険)により補償することになり、子ども会の賠償責任保険では対象外となります。	保険金をお支払いできない主な場合⑧ ・車両の使用中的の事故につき対象外

項番	分類	ご質問内容	ご説明	・参照 HP「子ども賠償責任保険の補償内容のご案内」 ・留意点
7	対象判断 (競技中・競技中以外)	ソフトボールの練習で、打球がピッチャーの顔面に当たり、メガネが壊れてしまった。支払えるか？	・一般的には、ソフトボールに限らず、また試合中・練習中に限らず、正当な競技規則に従った行為では損害賠償そのものが発生しません。メガネ以外の他の財物、相手のケガも同様です。また、観客についても競技参加者とみなされ、同様に損害賠償が発生しません。 ・なお、スポーツ競技中以外の場合は、事故の状況により対象か否かを確認することになります。	・「保険金をお支払いできない場合」の※をご確認下さい。 ・法律上の損害賠償責任が発生しない場合は支払要件を満たさないため、支払対象外となります。
8	対象判断 (車両)	行事(サイクリング等)中に、運転していた自転車が他人に接触しケガを負わせた。保険金支払いの対象となるか？	主催者に賠償責任が及ぶ事故であれば、請求は可能です。被害者側にも過失がある場合は、過失割合によるお支払いとなります。	
9	対象判断	・子ども会活動にて待機中、子ども同士がふざけあって一方にケガを負わせた。保険金支払いの対象となるか？ ・喧嘩の場合は？	参加している子どもの行為により主催者以外の会員が死傷した場合は、この保険の支払対象となります。ただし、子ども同士の喧嘩は子ども会の管理責任によるものとは言えないため、お支払いの対象外となるのが一般的です。	「この保険は②」を確認下さい ・「保険金をお支払いできない場合」の※をご確認下さい
10	対象判断	子ども会活動中に子ども同士がふざけていたところ相手のメガネを破損した。	子ども会活動中の子どもは第三者とみなしません。財物に損害を与えた場合でも保険金支払い対象外です。	この保険は第三者の財物に損害を与えた場合に法律上の賠償責任を支払う保険のため支払対象外です。
11	対象判断 (他子ども会)	子ども会活動中、たまたま隣で別の子ども会が行事をしていて、別の子ども会の子どものケガをさせてしまい、子ども会に損害賠償を求められた。対象となるか？	同一行事でなければ、他の子ども会は第三者とみなすことができますので対象となります。	

項番	分類	ご質問内容	ご説明	・参照 HP「子ども賠償責任保険の補償内容のご案内」 ・留意点
----	----	-------	-----	---------------------------------------

2. 他に保険(共済)がついているけど..

12	他社確認 (他保険)	子ども会の賠償責任保険以外に、賠償責任保険のついた他の保険(スポーツ安全保険、コープ共済等)にも加入している場合、どのようにすればよいか？	・子ども会賠償責任保険事故報告《第一報》加入者(甲)欄「他の賠償責任保険加入有無」欄に他保険分を報告してください。子ども会の担当保険会社から、他保険の詳細情報(連絡先等)を照会される場合もあります。 ・なお、子ども会賠償責任保険・他保険をあわせても、支払われる保険金が損害賠償額を超えることはできません(請求関係書類として立替払いされた「領収書原本」の提出が必要です)。	
----	---------------	---	--	--

3. 結局いくら払われるの？

13	損害額 & 支払保険金	保険会社から、子ども会に損害賠償責任が発生する(被害者側に過失が無いケース)との算定が出た。最終的にいくら保険金が出るのか？	提出された書類等により、保険会社で決めることとなります。 ～物損事故のケース～ ・修理対応が可能な場合は、修理見積の妥当な修理金額が「損害額」となります。(購入年月と購入額から算定した時価額がお支払いの限度となります) ・修理が不可能なもの(全損)と認められる場合は、購入年月と購入額から時価額を算定し「損害額」とします。 【計算式】 「損害額」×支払割合(例では100%)－免責額(子ども会の自己負担額※)＝支払額(保険金) ※【子ども会賠償責任保険の一事事故あたりの免責金額(子ども会の自己負担額)】 ・対物事故:1,000円(外部からの借用物は3,000円) ・対人事故:0円	
----	-------------	--	--	--

なお、以下の点にご留意願います

<被害者に対して>

事故が発生し、損害を与えたと思われる場合は、当然ですが、被害者に対し誠意をもってご対応して下さい

<保険利用に際して>

事故が発生した場合は、まず子ども会賠償責任保険事故報告書《第一報》を市区町村子連等の窓口へご提出ください(用紙は全子連のホームページに掲載してあります)。

その後、都道府県子連(指定都市子連)・全子連を通して保険会社へ報告されます。

あわせて、(物損の場合は)写真・見積書のご準備をお願いします(ご提出時期は別途ご連絡いたします)。

※ご注意：全国の保険会社の窓口では、子ども会賠償責任保険の事故の受付・照会はおこなっていません。

保険金の支払可否は、送付いただいた事故報告書等に基づき保険会社が判断します

03 子ども会加入のお知らせ方法（提案）

《提案1》 関係機関と協力し、お知らせする方法。

方法1:チラシを作成し、町内会に依頼して回覧板と一緒にまわしてもらう。

方法2:町内会の会報に掲載してもらう。

方法3:チラシを作成し、学校等へ依頼して配布してもらう。

《提案2》 市民課に申請し、住民基本台帳を閲覧のうえ、各家庭にお知らせする方法。

①市民課及び出張所窓口にて「住民基本台帳の一部の写しの閲覧申請書」をご記入いただき、町内会長印を押印の上、お申し込みください。

※ 提出に行く方は、子ども会育成会会長でも代理の方でも構いません。委任状も不要です。

※ 申請当日に閲覧することはできません。申請から閲覧まで1週間程度かかりますので、余裕を持って申請してください。

手続きの流れ

①市民課または各出張所へ提出

- ・申請書（町内会長印を押印の上提出）
- ・窓口に来られた方の本人確認書類（運転免許証等）
- ・閲覧希望日をお申し出ください。



②市民課または出張所へ来庁

- ・窓口に来られた方の本人確認書類（運転免許証等）
- ※名簿はコピーや写真撮影等ができないため、書き写してください。

注意事項

- ・近年名簿等によるトラブル等が多く発生していることを鑑み、できるだけ《提案1》によるお知らせをおすすめします。
- ・《提案2》を利用される場合は、町内会長及び子ども会育成会会長が責任を持って適正に個人情報の管理を行うようお願いいたします。

「住民基本台帳の一部の写しの閲覧申請書」
【記入例】

本様式は、町内会からの請求に限定

起 案	令和 年 月 日	決 裁	令和 年 月 日
市民課長 課長補佐 担 当			
合 議 総務課長 総務管理担当（電算）		起案者 市民課 職名 氏名	
個人情報の提供等並びに手数料の免除について（伺い）			
このことについて、末尾とおリ請求があったため、次のように取り扱うこととしてよろしいか伺います。			
<input type="checkbox"/> 請求を許可する 根拠： <input type="checkbox"/> 富谷市個人情報の保護に関する条例（平成 17 年条例第 2 号）第 9 条第 2 項 準拠 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳法（昭和 42 年 7 月 25 日法律第 81 号）第 11 条の 2 第 1 項第 2 号			
<input type="checkbox"/> 手数料を免除する 根拠：富谷市手数料条例（昭和 60 年条例第 2 号）第 5 条第 1 項第 4 号			
作 成 日	令和 年 月 日	交 付 日	令和 年 月 日
返却予定日	令和 年 月 日	返 却 日	令和 年 月 日
交付担当者	（所属） 市民課	（職名）	（氏名）
<input type="checkbox"/> 請求を許可しない （理由： _____）			

上段は記入しないでください。

個 人 情 報 利 用 請 求 書	
請 求 日	令和 年 月 日 日付をご記入ください。
請 求 内 容	<input type="checkbox"/> 個人情報の提供 <input checked="" type="checkbox"/> 住民基本台帳の一部の写しの閲覧 し点を入れてください。 <input type="checkbox"/> その他（具体的に _____）
請 求 事 由	〇〇子ども会主催で新 1 年生の歓迎会を行うにあたって、案内状を送付するため。
請 求 者	住 所 窓口に来られる方の住所、氏名、電話番号をご記入ください。 氏 名 _____ TEL _____ - _____
町内会長名	町内会長名の記入と町内会長印を押印してください。 印
対 象 範 囲	対象生年月日 平成 27 年 4 月 2 日から 平成 28 年 4 月 1 日 （ _____ 年 _____ 月 _____ 日 で _____ 歳 以上の方）

04 富谷市ジュニア・リーダーサークル 「ありんこ」について

I. ジュニア・リーダーとは

市町村の子ども会育成連合会に所属し、子ども会活動及び地域社会の振興を図るため、子ども会活動の支援及び地域活動などのボランティア活動を行っている、中学生・高校生の年少リーダーです。

II. ジュニア・リーダーについて

ジュニア・リーダーは、各子ども会の指導者や育成者(子ども会会長)の補助的機能を果たすもの(お手伝い)ではなく、独自の指導的役割をもって、子ども会活動を導くものです。

また、子ども会所属の児童と年齢も近く、子ども達にとっても親しみやすい存在であり、子ども会活動の活性化に大きく貢献する存在であります。

ジュニア・リーダーの育成は、子ども会育成と切り離すことのできない重要なものです。

《主な役割》

- ① 仲間作りのよき理解者として、その推進に当たるとともに、自らの成長を図ること。
- ② 班活動の具体的、実践的な指導に当たり、会員の積極的参加を促進すること。
- ③ 集団指導者の指導のもとに、会長・班長などの役員の活動を援助すること。

III. 富谷市ジュニア・リーダー『ありんこ』について

富谷市ジュニア・リーダー「ありんこ」は、昭和52年に結成され、子ども会活動のお手伝いやその他のボランティア活動に積極的に取り組んでいる中学生・高校生のサークルで、令和3年度の会員数は、16名(中学生5名、高校生11名)です。

主な活動は、子ども会行事への派遣、生涯学習課事業へのスタッフとしての協力、市内各種イベント・行事への派遣等です。

また、毎月定例会を開いて、活動についての話し合いや活動に役立つ実技の練習も行っています。

ジュニア・リーダー「ありんこ」は、「一人一人が自覚を持ち、積極的に活動をしていこう」をテーマに取り組んでいます。



05 ジュニア・リーダー派遣要請について

富谷市子ども会育成連合会では、例年、子ども会事業の活性化のため、富谷市ジュニア・リーダーの派遣を行っていますが、現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各単位子ども会への派遣を停止しております。

また、ジュニア・リーダー派遣の受入の再開については未定となっております。

なお、再開した際には各単位子ども会に通知をさせていただきますので、御理解と御協力をお願いいたします。

I. 派遣要請方法

- ①ジュニア・リーダーの派遣を要請する場合は、『ジュニア・リーダー派遣要請書』に必要事項を記入の上、提出願います。様式は、市のHPからダウンロードすることができます。
- ②ジュニア・リーダーに何をして欲しいのかが書いてあると、ジュニア・リーダーも動きやすくなります。
- ③ジュニア・リーダーから要請者へ電話連絡をいたしますのでよろしくお願いいたします。
※ただし、ジュニア・リーダーは、学生(中学生・高校生)ですので、学校行事等がある場合には、派遣要請にお応えできない場合もあることをご了承願います。

II. 派遣要請書提出先

市内各公民館及び生涯学習課で受け付けます。

III. 派遣要請書提出期日

事業実施日の約1ヶ月前まで、提出願います。

IV. ジュニア・リーダーの活用方法

ジュニア・リーダーは、定例会や研修会等を通じて、子どもたちとの接し方やゲーム、ダンス等について、日頃勉強しています。

そのジュニア・リーダーの活用方法には、次のような例があげられます。

- レクリエーションダンス・ゲームの指導者として
- 集団行動をする上での班のリーダーとして
- 育成者(大人)の指導補助として

※行事にあたっては任せきりにせず、適切な支援をお願いいたします。

ジュニアリーダーの活動

子ども会編



リイです。

ジュニアリーダーが
子ども会でやるゲームは
大きく分けて3つあります。

「アイスブレーキング」
緊張をほぐすための
簡単なゲームです。
例：太郎さん
：方向音痴

ハンドゲーム
主に座ってみる、
手を使ったゲームです。
例：3匹の魚
：インディアンのおじさん

大きいゲーム
体を動かしたり、走るゲームです。
動くゲーム 走るゲーム
例：木とリス 例：電子レンジ
：しんげるま 例：ねずみとねこ

実際の子ども会での活動の流れ

例：J.Lで1時間ゲーム

プログラム	時間
アイスブレーキング (太郎さん)	5分
大きいゲーム (木とリス)	15分
休けい	5分
ハンドゲーム (3匹の魚)	10分
大きいゲーム (ねずみとねこ)	20分
ハンドゲーム (インディアンのおじさん)	5分

例：ビンゴ大会の司会(時間
+残った時間J.Lでゲーム

プログラム	時間
アイスブレーキング (方向音痴)	5分
ビンゴ大会	35分
休けい	5分
大きいゲーム (しんげるま)	15分

この様に
プログラムを決めて
活動しています!



ジュニア・リーダー派遣要請書

記入例

事業実施日の約1ヶ月前まで、お近くの公民館または生涯学習課へ提出してください。

要請を希望する団体	団体名 ○○○○子ども会育成会		
年齢構成	7歳～12歳（小1～小6）	人数	50人
連絡先氏名	○ ○ ○ ○	電話番号	358-5400
		ファックス	358-9159
（ジュニア・リーダーからの連絡可能な時間： 15：00以降）			

要請内容	日時	令和3年 7月17日（日） 9時00分～12時00分	
	場所	富谷スポーツセンター	
ジュニア・リーダー要請希望人数		2～3 人	
行事名 子ども会 レクリエーション			
内容（ジュニア・リーダーに依頼したい活動内容）			
※ 子ども会活動の支援ボランティアです。子ども会行事を請け負うものではありません。			
子ども達とゲーム等をお願いいたします。			
要請団体とジュニア・リーダーとの事前打ち合わせ			
希望日時	7月3日（日）		場所 富谷武道館

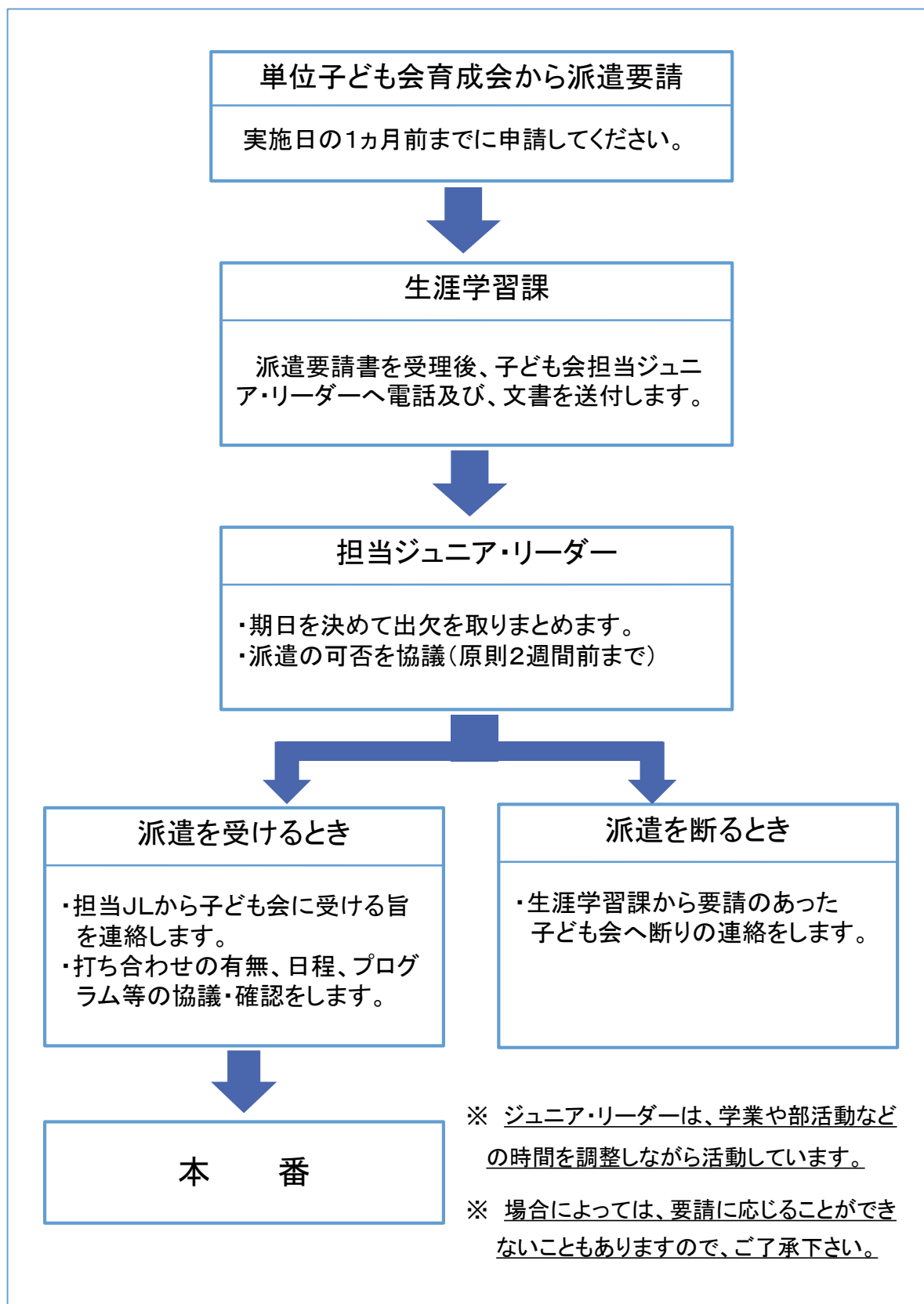
※ ジュニア・リーダーの現地までの交通手段（いずれかに○）	
場所・日程・人数によっては、送迎をお願いします。	
1	要請団体で送迎 ⇒ * 集合場所 [] * 集合時間 []
②	現地集合
3	その他 []

※お願い

- ジュニア・リーダーは、学業や部活動などの時間を調整しながら、ボランティアとして頑張っている中学生・高校生なので、ジュニア・リーダーの予定によっては、要請に応じることができない場合がありますので、ご了承ください。（決定次第、早めに連絡いたします。）
- ジュニア・リーダーも子どもです。任せきりにせず、適切な支援をお願いいたします。また、次の活動への励みにもなりますので、ぜひ労いの一言などお声掛けをお願いします。
- 報酬は一切いただきませんが、派遣時間等によって昼食が必要な場合には、用意していただけると助かります。

◎生涯学習課（富谷市総合運動公園内） TEL 358-5400 FAX 358-9159

ジュニア・リーダー派遣の流れ



令和4年度 富谷市単位子ども会育成会一覧表

No.	子 ども 会 育 成 会 名	No.	子 ども 会 育 成 会 名
1	町上ひまわり子ども会育成会	22	東向陽台三丁目さんさん子ども会育成会
2	二ノ関子ども会育成会	23	サニーハイツ子ども会育成会
3	三ノ関子ども会育成会	24	明石台一丁目ひまわり子ども会育成会
4	志戸田子ども会育成会	25	明石台二丁目風の子子ども会育成会
5	穀田子ども会育成会	26	明石台三・四丁目スピリッツ子ども会育成会
6	大童子子ども会育成会	27	明石台五丁目明るい子ども会育成会
7	今泉子ども会育成会	28	明石台六丁目スマイル子ども会育成会
8	明石子ども会育成会	29	明石台七丁目レインボー子ども会育成会
9	西成田子ども会育成会	30	熊谷子ども会育成会
10	太子堂子ども会育成会	31	とちの木子ども会育成会
11	ひより台一丁目子ども会育成会	32	あけの平なのはな子ども会育成会
12	ひより台二丁目子ども会育成会	33	あけの平二丁目ひまわり子ども会育成会
13	さくら第1子ども会育成会	34	あけの平レインボー子ども会育成会
14	さくら第2子ども会育成会	35	大清水子ども会育成会
15	さくら第3子ども会育成会	36	大清水東子ども会育成会
16	富ヶ丘南部子ども会育成会	37	日吉台一丁目はつらつ子ども会育成会
17	富ヶ丘北部子ども会育成会	38	日吉台三丁目子ども会育成会
18	鷹乃杜なかよし子ども会育成会	39	杜乃橋子ども会育成会
19	上桜木子ども会育成会	40	日吉台2丁目子ども会育成会
20	東向陽台一丁目ひばり子ども会育成会	41	成田東小学校子ども会育成会
21	東向陽台二丁目子ども会育成会	42	成田小学校子ども会育成会